

(案)

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書

令和6年12月13日に開催した日高市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

日高市おでかけワゴン

路線の新設：武蔵高萩駅～高麗川団地第一折返場、
高麗川団地第二折返場～高麗川駅西口
(運行事業者：高麗川交通有限会社)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

別添の運行系統図のとおり

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和7年6月1日から実施

令和 6年12月13日

日高市地域公共交通協議会
会長 久保田 尚